

『外国出願を費用面から支援します』

海外出願支援事業

中小企業等による海外での産業財産権の取得を資金面から支援し、海外での知的財産活動の活性化を図ることを目的として、外国出願に要する経費の一部を補助するものです。

補助対象者

- 申請時点において、既に日本国特許庁に対し特許、実用新案、意匠又は商標出願済であり、年度内に外国特許庁等へ同一内容の出願を行う予定の案件
 - 宮城県内に事業所を有する「中小企業者」及び「中小企業者で構成されるグループ」(地域団体商標に係る外国特許庁への商標登録については、商工会議所、商工会、NPO法人等)
- ※中小企業者には法人格を有しない個人事業主を含む

補助対象経費及び補助率上限額

(1)補助対象経費

- 外国特許庁への出願料
- 国内・現地代理人費用
- 翻訳費用

※採択前に発生した費用、日本国特許庁に支払う費用については対象外

(2)補助率上限額

- 補助率: 1/2以内
- 上限額: 案件ごとの上限額 特許: 150万円
実用新案・意匠・商標: 各60万円
冒認対策商標: 30万円

※1企業に対する上限額(複数案件の場合): 300万円

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 地域連携推進課

電話:022-225-6638